

平成 30 年 3 月 5 日

都道府県支部
理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 宗像豊巳
技術委員長 加藤廣美
(公印省略)

2018 年度公認野球規則改正に伴う本連盟規則適用上の解釈について (通知)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、アマチュア野球規則委員会より別紙の通り、2018 年度公認野球規則改正について、通知がございました。

つきましては、本連盟の公認野球規則の適用上の解釈について、下記の通りと致します。登録チームならびに審判員への周知徹底をお願い致します。

記

■2018 年度規則改正について

2018 年度野球規則改正を適用します。

■本連盟の規則適用上の解釈について

規則改正のうち、定義 38 「ILLEGAL PITCH」(反則投球) の【注】の削除について、下記の通りとします。

解 釈：本連盟では、野球規則 5.07(a)(1)(2)に定義されている「打者への投球に関連する動作を起こしたならば、途中で止めたり、変更したりしないで、その投球を完了しなければならない。」を遵守し、アマチュア野球規則委員会通達の通りとする。昨年からの変更点として、いわゆる“二段モーション”といわれる投球動作に対しては、走者がいない場合はボールとカウントしない。ただし、正しい投球動作を身に付けるため、攻守交代時または、試合終了時にその投球動作を注意しやめさせる。

■アマチュア野球規則委員会通達文書の取り扱いについて (全野協 320-42)

「ベンチ前のキャッチボール禁止および“ミットを動かすな”運動の展開について」

本連盟では、従来通り、球場設備等の関係で「ベンチ前のキャッチボールの禁止(5.10(k))」を採用しないこととするが、アマチュア野球規則委員会の決定に従い 2020 年までに完全実施できるよう指導していくこととする。

■添付書類

- ・2018 野球規則改正に伴う本連盟規則適用上の解釈解説

以上